

社会的企業と国際協同組合年

—ワーカーズコープの理念を追いかけて—

Social Enterprise & International Year of Co-operatives —Following Ideal of the Workers Co-op

三輪 昭子 Miwa Shoko

概 要

社会的企業は世界のさまざまな地域に存在しているという。しかし「社会的企業は何か」という問い合わせの回答は、一定ではない。アメリカのように社会起業家として社会的課題をビジネスで解決するという概念であると、事業性、社会性、革新性が要素となる地域がある一方で、社会的弱者を社会的に包摂していく手法として社会的企業の位置づけがあるヨーロッパのような考え方のところもある。また、社会的企業について政府主導で認証制度をもつ国では制度の関係で概念定義が明確になっている。以上のように、それぞれの地が持つ社会経済の在りようによって、その概念・定義は異なっている。その中で、日本での概念を探った。

他方、国連は、貧困削減を始めとする世界共通の課題を、協同組合というシステムを使うことで、よりよい世界にしていこうという意図で、2012年を国際協同組合年に定めた。協同組合というシステムはヨーロッパでは、例えばイタリアの社会的協同組合というような実験的試みがなされている関係で、当たり前のように存在しているし、その価値が広く知られている。また、それは社会的企業との関係性も深いようである。しかしながら、日本では、その言葉は知られていても、その役割は広く知られていないように思われる。

そこで、本研究ノートは、社会的企業と協同組合の関係性を概念定義の部分で探ることを第一目的として考察したが、すでに日本で存在する協同組合、例えばワーカーズコープやワーカーズコレクティブについて例示し、その団体の中での協同組合の理念や考え方を知ることで、人が人として「働くこと」がどんな意味を持っているかを追究していくことでき、また現在私たちが考えていかなければならない社会的企業のひとつの形、労働統合型社会的企業の可能性について触れ、協同組合との関わりに言及する。

キーワード

社会的企業	Social Enterprise
協同組合	Co-operatives
社会的経済	Social Economy
ワーカーズコープ	Workers Co-op

目 次

- 1 はじめに
- 2 社会的企業の概念規定
- 3 雇用創出
- 4 日本の協同組合
- 5 終わりに—「仕事おこし」ということ

1 はじめに

唐突であるが、2012年は国際協同組合年である。国連では1957年より「国際年」を設け、国際社会が1年を通じて世界共通の課題について、各国や世界全体が呼びかけや対策を行うことができるよう取り組んでいる。そして今回定められた「国際協同組合年」は、協同組合がもたらす社会経済的発展への貢献が国際的に認められたという認識が広まった証拠とも言えよう。特に、協同組合が貧困削減・雇用創出・社会的統合に果たす役割が着目され、「Cooperative Enterprises Build a Better World(協同組合はよりよい世界をつくる)」のテーマのもと、同国際年を通じて世界中の協同組合の成長と設立を促している。

これまで筆者が研究を進めてきたのは、社会貢献をマーケティング活動と結びつける戦略（コーズ・リレイティッド・マーケティング=Cause Related Marketing ; CRM)に関する概念と実態であった。その研究の過程で、ボストンを拠点とするコンサルタント会社、コーン社 (Cone. Inc.) が数々の企業をコンサルタントする中で概念化が進められ、社会において存在意義のある21世紀企業を「社会連携のビジネスリーダー (Socially Aligned Business Initiatives; 以下SABI)」としたところに注目した¹。同種の企業が社会的企業のひとつの形態に思われたからだ。

その後、筆者は社会的企業 (Social Enterprise) という用語を偶然耳にし、その概念、定義、そして位置づけに引っ掛かりを感じ、「社会的企業」について関心をいだくに至った。また、企業の社会的責任と社会貢献という企業の社会における存在意義の問われる時代にあって、本当の意味での社会的責任とは何かを問い合わせ、他方では個々の私たちが不安定な経済社会の中で生涯を働き、生きていく一人ひとりの人間としてふさわしい場はどこにあるかを問い合わせていくプロセスの中で、「協同労働の協同組合」に出会った。

本稿は、社会的企業と協同労働との関係性を、特に概念定義の部分に着目して考察することを第一の目的としている。そのため、国際年として社会経済的に貢献度が高いと認められた「協同組合」がどんなものなのかを明らかにしなければならない。そこで、同国際年を受けて、日本でも協同組合の社会的認知度を向上させるよう取り組み、「協同労働の協同組合」の法制化をめざしている組織があるので、

その動きに注目し、参考にする。特に労働者協同組合（以下、ワーカーズコープ）はその理念として協同労働をかけ、「仕事おこし」をしていく活動の現状に触れ、法制化の必要性について考えていきたい。

2 社会的企業の概念定義

2.1 アメリカ合衆国

筆者の社会的企業についての興味はまず、用語上の定義を追溯するところから始めた。たまたまハーバード大学で主催されている「社会起業大会」の存在を知ったことに加え、これまでの社会貢献活動の戦略を研究していく過程でアメリカの事例を取り上げてきた関係もあり、アメリカ合衆国を含む北アメリカという地域の社会的企業についての考え方を調査し、考察した²。そこで社会的企業の要素を含む記述を以下に記述する。

北米地域の中でのアメリカ合衆国という特定地域に関して、1970-80年代以降に社会的課題解決を多様な事業スタイルで取り組んできた事業体として会社とか、N P O形態の社会的企業が台頭していた。その中で、「社会的企業と言えば事業型N P Oの事例が多かった一方で、会社形態のものは社会志向型企业として論じられるようになった」という。社会志向型企业という、社会的ミッションをもった営利法人による事業体は、当時アメリカが抱えてきた社会的課題をビジネスという手法を利用して、市場社会の枠組みの中でオルタナティブな試みをしてきた。そして、「企業はビジネスを通して社会的課題を解決するための有効な手段である」という新しいパラダイムを提示し、新しいビジネスモデルを生み出すようなパイオニアとなっていました³。

そのような動きがある一方で、依然として事業型N P Oは活動していたが、財源として不安定な寄付金に頼らない、新しい資金源の模索によって収益事業を求めて商業化・ビジネス化していくのが、特徴とされる⁴。

多元化した社会的課題や、多様化したニーズをいかなる社会サービスで対応していくべきか等、それらの課題解決に関わるさまざまな組織を、谷本は「社会的課題の解決にさまざまなスタイルで取り組む事業体を、ソーシャル・エンタープライズと総称することにする」⁵と記し、「事業そのものが社会的課題を扱う新しいビジネススタイルであり、事業活

動への支持がイコール社会的ミッションの達成につながるもの」としている。さらに、それには3要素あり、それらは「社会性・社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとする」、「事業性・社会的ミッションをわかりやすくビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと」、「革新性・新しい社会的商品・財・サービスやその提供する仕組みの開発、あるいは一般的な事業を活用して社会的課題に取り組む仕組みの開発」ということだ。

2.2 メキシコ

具体的にメキシコで社会的企業に関する事例研究を行った山本は、社会的企業の定義について明記していないが、その調査報告に「調査対象がメキシコ・チアパス州の最貧困地域で活動する社会的企業で、どのような連帶経済をめざし、実現しているのか」という記述があった。そこから、社会的企業は連帶経済を実現させるための一手段であると考えられるのではないか。さらに、その調査報告を確認すると以下のような記述に出会う。

すなわち、「その調査対象の社会的企業としての事業体は、NGO を母体とした組織の一部門が有限会社として設立されたものであり、傘下にあるコーヒー生産者協同組合の約 100 家族に対するコーヒー栽培技術指導、コーヒー豆の買い取り、買い取った豆の焙煎、焙煎豆の国内外での販売などを行っている。その販売先が国内大都市にチェーン展開しているカフェであるほか、観光地において女性組合員がつくりたマヤの刺繡を施した民芸品袋に入れて焙煎豆をチアパス特産の土産物として売るという工夫をしている。社会的企業の主要メンバー 2 名が出資して、メキシコ市イバロアメリカ大学(イエズス会系列で、社会的企業の母体となった NGO と同じ系列)内に、コーヒー生産者協同組合が生産した豆を原料とする Capeltic (チャペルティック) というコーヒーショップを 2010 年に開店し、構内にある他のコーヒーショップを押さえて非常に高い集客力と顧客満足度を獲得している」という。

上記の報告によれば、「社会的企業の傘下にコーヒー生産者協同組合」という部分があり、ここには社会的企業と協同組合とは関連性があることを示している。また、山本は連帶経済との関連で、メキシコのチアパスで、「先住民族の経済社会発展を目指し、連帶経済の試みが行われている」と述べている⁶。その一方で「社会的経済」という連帶経済の類義語

のような用語を用いているが、ほぼ同列的に（若干の違いはあるものの）協同組合まで言及している。それには前提としてグローバル経済の下、小さな政府が唱えられ、公共経済が見捨て、市場経済が見向きもしない分野について、換言すれば、行政と市場から排除された人々について、その支援は連帶経済が担わなければならないとしている。そのひとつの形が協同組合というシステムである。

冒頭で筆者は「協同労働の協同組合」との出会いに触れたが、この用語の概念定義は別のところで述べることにし、連帶経済との関係で導入されている「協同組合」は、組合員間での民主的な意思決定と全員参加を原則とする協同（協同労働）方式を採用する⁷システムである。

2.3 ヨーロッパ

個別のイギリスとか、イタリア、フランスという国別での概念定義をまとめないのには、理由がある。ヨーロッパでは社会経済問題、特に社会的排除に焦点が当てられている。つまり、社会統合の経済的手段として社会的経済の役割を重視している。社会的目的として、社会的に排除されている個人や地域を社会的に包摂していくことが求められ、労働市場や地域コミュニティに社会的に排除された人々を市民として包摂していくながら、エンパワーメントを行っていく事業をしていくことが究極の目的として考えられているのである。

このような課題に対応する形で、1991 年にイタリアでは社会的協働事業を行う組織についての法律が定められ、社会的協同組合に関する概念化が進み始めた。また、EU の社会経済学者たちは特定社会経済研究プロジェクトのもとに 1996 年から EU 加盟国の研究者が集まり、ヨーロッパ社会的企業研究ネットワーク (EMES European Research Network, 以下 EMES) が生まれ、4 年間の研究が実施された。その成果としてボルザガとドゥフルニとの編著『社会的企業の登場 (Emergence of Social Enterprises in Europe)』が出版され⁸、ヨーロッパにおける社会的企業の新しい展開の状況が明らかにされ始めた⁹。この情報だけでもアメリカ合衆国との違いを感じざるを得ない。アメリカでは自由経済、あるいは市場経済の中でビジネスという手法で社会的課題解決を考えていくのに対し、ヨーロッパでは社会的経済の存在を強く認識していると言える。

社会的経済とは何か。この、私たちにとって聴き

慣れない用語は、ヨーロッパにおいて長い歴史があり¹⁰、その歴史¹¹について語ると、それ自体でかなりの用紙を必要とするので、ここでは割愛する。

これまでの理論や実践の蓄積によって一連の定式が生み出されている。その特徴とできるものを以下に列挙する¹²。

①協同による自由なイニシアチブ。それは、農民、労働者、公務員、消費者、市民たちによるものである。

②民主主義。その権限は資本所有とは切り離され、各メンバーは資本持分(出資金)の額にかかわらず、1票のみを持つ。

③剰余金の公正な分配。それは個人の持分額に比例しない。

④不分割自己資本。組織に永続性をもたせるために、出資金は分割できても準備金の一部は分けることができない。

⑤連帶。メンバー間の内部的な連帶と、外に向かっての新しい連帶とがある。つまり新しいメンバーに開かれた連帶がある。

⑥個人の自己実現。個人、さらに家族や社会が開花することを目指す。

⑦国家から、また行政から独立していること。

この社会的経済に加え、「サードセクター」、「連帶経済」、「社会的企業セクター」という概念や考え方方がフランスで生まれ、これらは社会的経済の要素を含みながら基礎とするものを批判的に、また建設的に示すものだった。例えば、「サードセクター」はジャック・ドロールによって定義され、公的セクターにも民間非営利セクターにも充足できなかったニーズを実現するための民主的な新しい企業形態を作り出す実験的分野であるとし、とりわけ協同組合制度を重視した。「連帶経済」は、利用者との関係に基づき、市場的、非市場的、非貨幣的な資源を組み合わせなければならぬとし、それによって社会的経済を作りなおすといった社会的経済に対し批判的な考え方をもっていた。結局は、その頃生まれつづあった新しい社会的経済モデルにはかならないものとわかるようになった。

また、「社会的企業セクター」は、組織の形は重視されなかった。どのような形でもよく、例えば株式会社でも社会的使命を持ち、社会的な公益性をもてば社会的企業となるのであった。しかしそこには、複数の目的、多様な当事者（マルチステイクホルダー）、多様な活動資源という3つの性格があり、社

会的経済に部分的に該当するものといわざるを得なかつた。公益追求においてはアソシエーションに近く、経済活動において協同組合に近い場合があるというものであった。さまざまな議論を重ねながら、やがては社会的経済が制度的認知を得て、その重要性を周知のものとするようになっていったのである。

先に、ボルザガとドゥフルニとの編著『社会的企業の登場』について触れたが、その中で検討されている「社会的企業」について再定義を試みなければならない。深化する経済危機によってさまざまな問題が起き、これまでの伝統的な公的セクター、民間セクターでは諸問題への対応に限界があるという認知が広がっていくという背景があった。それが、それぞれのセクター以外の別の種類の経済組織に対する関心を呼び起こすことにつながった。だがそれは、社会経済的にアプローチするか、非営利組織的にアプローチするか、それぞれのアプローチを足したり引いたりするという単純な操作で、革新的な力としてヨーロッパ世界で起きているダイナミズムを把握するのは困難なこととされた。

それで、「社会的企業は、非営利セクター、あるいは社会的経済セクターという二つの概念を超える分析がふさわしい」とし、「アソシエーションと財団はより生産的で企業化精神に富んだ行動へと移行しし」、「協同組合は（共益だけでなく）社会的目的が第一義性をもつことを再発見している」と表現している¹³。つまり、社会的企業は、協同組合とNPOとの交差空間に存在すると言うことができる¹⁴。

前出のEMESとISRT(International Society for Third-Sector Research¹⁵)との共催による国際会議「ヨーロッパ・コンファレンス」に参加した佐藤紘毅は、次のように会議で受けた「社会的企業」の印象について語っている。

すなわち、「社会的企業は、多くの場合、市民の自主的イニシアチブに始まり、その事業の社会性・公益性のゆえに、徐々に、国家・行政の施策に連結するようになった。さまざまな主体（マルチステイクホルダー）が協力し合って新しい社会サービス、福祉サービス、社会的弱者の雇用機会創出、等々の事業や施策を展開するプロセスは、たんに経済的効果をもたらすのみならず、あらたな社会資本（人的関係性）を生み出し、地域社会を活性化する可能性があろう。」¹⁶

2.4 韓国

韓国は政府主導で 2007 年 7 月に社会的企業育成法を制定し、積極的に社会的企業を支援している。そもそも韓国は 1997 年の IMF 危機（アジア通貨危機）後は、失業と貧困が増大し、市民社会全体が失業を克服するために結集し、オルタナティブな職場作りを模索し、それが欧米の実践から生まれた社会的企業という枠組みに引き継がれていったという¹⁷。

さらに、韓国では 1960 年代から始まった貧困層の生活改善に取り組む貧民運動が 1980 年代に本格化した際、貧困層の劣悪な労働環境を改善し、新たな仕事をつくり出す試みとして生産協同組合をつくる運動がおき、これが韓国の社会的企業のルーツとなっている¹⁸。貧民運動を土台にした韓国の社会的企業の多くは初期の協同組合を受け継いでいる関係で、社員会議などでは 1 人 1 票制に基づく民主的な運営が基本。余剰利潤の 3 分の 2 以上は社会的目的に使用することも、「社会的企業育成法」で定められている。

そんな韓国の社会的企業は、明確に定義づけがされている。政府が支援のために枠を必要とするからである。その定義とは、「社会的弱者に対する社会サービスまたは仕事場を提供するか、地域社会に貢献することによって地域住民の質の高い生き方を高めるなど社会的目的を認めながら財貨およびサービスの生産・販売など営業活動を行う企業として雇用労働部長官による認証をもらった者」¹⁹ とまとめることができ、そのポイントは 3 点ある。すなわち、①組織の目的が社会的弱者の仕事場、社会サービスの提供など「社会的目的」を求めること、②労働者を雇用して財貨・サービスの生産・販売など営業活動をすること、③利害関係者が参加する意思決定の構造が整っていること、である。

このような定義づけの下、社会的企業としての認定基準があり、それらはマニュアル化されている。定義の内容との関係があるので、ここで認定基準²⁰ を加えておく。以下、全 8 点である。①組織形態（民法上の法人・組合、商法上の会社、合資組合、特別法に基づいて設立された法人、非営利団体など）、②有給雇用による営業活動（有給雇用による財貨とサービスの生産販売などの営業活動）、③社会的目的の実現（仕事場提供型は社会的弱者雇用比率が 30% 以上、社会サービス提供型は受け入れ者のうち社会的弱者が 30% 以上、地域社会貢献型、混合型、その他）、④利害関係者が参加する意思決定構造（サービス受け入れ者、労働者などの利害関係者が参加

する意思決定構造を整えていること）、⑤営業活動による収入（直前 6 か月間の営業活動による総収入が支出される労務費の 3 割以上あること）、⑥定款または規約が整えられていること、⑦利潤の社会的目的に再投資（これは商法上の会社のみに適用されることで、利潤の 3 分の 2 以上を社会的目的に使用していること）、⑧不正受給を受けている社会的企業には認証を制限すること、である。

社会的企業と認定されれば、政府からの支援で人件費が一定期間（上限が 3 年）支払われるが、その支援期間が過ぎると各企業は自立的に活動できないところが多いということだ。

2.5 日本

「日本で社会的企業というと、ほとんどが NPO 法人である。」これは、筆者が実際に耳にしたことであるが、現実的に考えて、日本に社会的企業という言葉は定着していない。実際、T・ジャンテ氏招聘市民国際フォーラムの第二部に位置づけられている「東京パネルディスカッション」では、「ワーカーズコープ²¹ や NPO は日本における社会的企業の典型的な形態ではないかと思います」²² というモダレーターの栗本の発言がある一方で、「社会的企業としてそれぞれの団体が自覚するところから始めないといけないと思います。私も昨年モンブラン会議に参加して、ワーカーズコレクティブ（以下、ワーコレ）は社会的企業のひとつだと初めてわかったんですが、地域で働いているワーカーズメンバーの一人ひとりがそれをわかっているかというと、今はそういう意識がないわけです。」²³ と、登壇者の 1 人であるワーカーズコレクティブネットワークジャパンの代表の位置にある藤木は、そのように説明する。

社会的企業という言葉を使ったとしても、その定義づけは決められていない、多様なイメージをもっている。韓国のように法的な支えがある場合、特に認証制度を持つ場合はその基準が明確でないと認証自体ができなくなってしまう。日本での社会的企業についての意味づけが一定しないままであるのは、そのような背景があるからかもしれない。

社会的企業とは何かを問うような形の座談会がもたれ、雑誌の特集記事²⁴ になっている紙上座談会の中で話題になった部分に焦点を当て、紹介することにする。

雑誌の特集記事の座談会の中で、大高²⁵ が社会的企業の概念について語っている部分がある。その部

分をかいづまんで説明すると、まず「社会的企業」というもの自体にコンセンサスある概念がない。いろいろな人が自由に定義しているという現状がある。歴史的に見て代表的なのは、ワーコレとワーカーズコープ、障がい者の事業所の流れがある。そこに、社会貢献ビジネスが含まれるようになっている。社会貢献ビジネスの場合は、優れたリーダーが社会起業家として社会変革を伴う事業を立ち上げるというイメージである。その一方で、企業のCSR活動という経営改革という文脈で社会的企業に注目する動きがあるので、私たちがどこに軸足を置いて社会的企業を見るかによって、語られる中身はかなり違ってくるということだ。

もうひとつ注意すべきは、同座談会に加わっている藤木²⁶の意見である。それは、「企業のCSRは本来事業が立ち行かなくなったら縮小・廃止されるけれども、ワーコレの事業はそもそもその事業が使命だからやめるわけにはいかない。」さらに加えて、大高は「社会的なもの」の意味について言及する。「社会性」を語るときには目的のレベルだけで論じるのではなく、組織の所有や参加の問題、その事業によって形成された地域ネットワークや信頼の関係、社会的資本がつくりあげられているのか、そこにいる人々自身が自らの人生の主体、未来を作っていく主体だと自覚し得るプロセスが活動の中にあるのかどうか、といった観点で論じる必要がある。それこそが連帶経済や社会的経済、協同経済というものの基礎になっていくので、ミッションがどうのこうのといふことを言ったとしても、その内実が曖昧になってしまい、「社会性」の中身がわからなくなってしまう傾向がある。そこに、どんな企業でも社会的企業と名乗れてしまう問題がある。

3 雇用創出

ヨーロッパには労働統合型社会的企業（Work Integration Social Enterprise;以下、WISE）があり²⁷。精神的な障がいを抱えた人々に対してその施設が閉鎖された時に社会的サービスを提供し、また就職が困難な人々や、その他の障がいのある人々に対しても、こうしたサービスを提供している。特にイタリアの社会的協同組合を始め、やがては政府に承認され、法制化された事例がある。その法制化以降、イタリアは様々な新しいモデルの実験場になり、社会的課題解決のヒントを与えてきた。

1991年に制定された「国法第381号」第1条の中で、社会的協同組合はコミュニティの利益を追求するが、あくまでも営利を目的とせず、社会目的に使う旨を規定している。田中は、「社会的協同組合とは、生き難さに直面した当事者とその仲間が、ともに生きようという意図の下にアソシエーションや生活共同体の形をとて出発した組織で、政策上の道具ではない。が、近年の雇用政策における社会的協同組合の積極的な位置づけがなされるようになった。端的に指摘されるのは、協同組合自身が多くの雇用の場を作り出してきたし、とりわけB型協同組合においては身体、知覚、精神などの障害はもとより、社会的排除の対象になる人々とともに働く場を開拓している」²⁸と、指摘している。

行き過ぎた市場原理主義への反省などから、協同組合のほか各種NPO法人や個々人の自発的な参加による市民参加型の経済活動の重要性がますます大きくなっている。近年特に注目されていることは、若年層の高い失業率に対応して雇用の受け皿になっていく可能性があることだ。

1997年、労働党政権を樹立したトニー・ブレア元首相は、社会問題の解決に注目したのがコミュニティであった。多様性を認め、チームプレーによって課題解決に向かうあり方から、やがて2001年に「社会的企業局」の設置へと動いて行った²⁹。社会学者アンソニー・ギデンズの提言にしたがって、ブレア元首相が重視したのは、「アクティブな市民社会の形成」であった。具体的には、地域の共同体がキーワードになっていた。政府と市民社会の協力、コミュニティの再生、サードセクターの活用、民主的な家族関係などを意味することになったのである。

4 日本の協同組合

既述であるが、座談会において、「歴史的に、社会的企業を見れば、その代表的なのはワーコレとワーカーズコープである」ということだった。そういう労働者のための協同組合は、「協同労働」という点での働き方を強調する。

「協同労働」というのは、端的には「協同で出資・協同の経営で働くこと」である³⁰。しかし、具体的には、「人間らしく働き続けたいという願いをもつ仲間・市民が集い、みんなで出資して仕事を作り出し、みんなで経営に参画し、人と地域に役立つよい仕事に取り組む」という願いを含んだ働き方である。近

年日本でも労働環境が多様化し、厳しい条件下での労働も増えている。特に若年雇用の問題やワーキングプア対策として注目を集めているのが現状である。しかし、労働という人の基本的な行為であることを考え、単に雇用の場を確保できればいいというレベルの問題ではないことを強く意識し、自分たち自身がその解決に取り組む姿勢が「協同労働」の基礎にある。

これまで述べてきたヨーロッパや韓国³¹ではすでに協同組合についての法律があり、適切な法人格をもっているが、日本の場合は関連の法律がないため、現在では特定非営利活動法人（NPO 法人）の認定を取得し、あるいは企業組合法人などの法人格を使い活動をしているが、NPO や企業の場合とは仕事の質が違うので、協同組合法人なるものが必要であることは言うまでもなく、それ以上に「協同労働の協同組合」の理念に則った協同組合の制度が待たれる。そんな意味もあって 2012 年の国際協同組合年は「協同組合」という言葉と理念を周知のものにする絶好のタイミングと言われている。

ここで、一口に「協同労働」と言っても、それに関わる、ふたつの代表的組織についての違いに注目し、ここに記したい³²。まず、ワーカーズコープとは、「協同労働の協同組合」と定義している。さらに、「協同労働の協同組合とは、働く人々・市民が、皆で出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って、人と地域に役立つ仕事をおこす協同組合だ。協同労働とは働く人どうしが協働し、利用する人と共同し、地域に協同を広げる労働である」³³としている。

それに対し、ワーコレの場合は、「新しく生み出す価値観」を強調し、「社会的、経済的自立をめざし、自分の生活スタイルにあった『新しい生き方』『もうひとつの働き方』をデザインする」ことを第一に挙げている。ワーカーズコープはまず協同組合が対象とする労働の内容を「協同労働」と定義して、「協同労働」をしきりに強調している³⁴、とする³⁵。

5 終わりに。—「仕事おこし」ということ

社会的企業について関心をもち探求をし始めて、初めてワーカーズコープの存在を知ることになったことが、今回の研究ノートに結びついた。もともと教職関係の研究（主として教科に関わる、社会科及び公民科の分野）から大学での仕事を得ることになった関係で、民主主義についての考え方やそのとら

え方にも興味をもっていた。今回、協同組合のことを学び探求していく中で、金額に関係なく「出資」したという事が平等性を示すこと、人と地域に関わって役立つ事業を行うことで仕事を創るという理念に感銘を受けた。この動きはこれまでの記述の中にあるイギリスの動きと並行して、市民性を考える上で重要なことではないかと考えている。

今回、「ぎふ『協同労働の協同組合』勉強会」³⁶の一員としてワーカーズコープとつながり、現場での「仕事おこし」のプロセスを、たまたまワーカーズコープが岐阜県の「コミュニティライフ・センター派遣事業」を落札し、その事業を展開するに当たり、そのプログラム開発委員会のメンバーに選ばれた関係で知ることができる環境を得た。

NPO 法人が今後の新しい公共をつくっていくと思い、そのミッション性を重要と考えてきたが、今回の勉強会を含め、ワーカーズコープとの仕事から、事業そのものが最初から存在するといつても、地域のニーズがどんなものを地道に聞き取り調査を繰り返しながら確認していくさまは、結果を報告される身では容易であるが、ワーカーズコープの存在が地域にどのように映っているのかを知る手立てにもなる。

これまで NPO と関わり、またそれらの事業に参加し、学ばせていただいたことが多くあったが、その中で感じてきたことのひとつが、ミッションの存在である。ミッションがあるからこそ NPO が NPO としての存在意義を作ってきたように考えられるが、そのミッションゆえに事業性の脆弱さが出てくるようにも思われる。社会的課題があって、それを解決することが今後の生活を良い方向に変えていくのなら、ミッションにこだわらず事業の展開を試みる動きの方が、必要度が高そうに思われる。

現代、私たちの社会はさまざまな困難や試練を体験してきた。そして、私たちは対症療法的に必要なものを模索し、何とか前進してきた。その姿勢は今後も変わらないであろうが、人が人として生きていく上で、「私たちは、まず働くのだ」ということが普通であるとし、それがどんな方向性を持つべきものなのかを、さらなる探求によって変えていかなければならない。私たち人間には誰にでも、たとえ社会的排除にあっている人でも幸福を追求する権利が与えられているからだ。

今回の社会的企業についての考察は協同組合の視点、社会的経済の視点を取り入れたものである。ア

メリカでアントレプレナー的な要素がある事業体が社会的企業であるという考え方とは大きく違うが、社会統合によって私たちの世界が良い方向に進んでいくことを祈念して、さらに社会的経済およびヨーロッパにおける労働統合型社会的企業の可能性を研究課題としたいと考える。

注

- (1) 三輪昭子「コーズ・リレイティッド・マーケティングⅡ—アメリカにおける実態の進化と概念』『紀要』愛知大学国際問題研究所、2010年
- (2) 三輪昭子『北米の社会的企業（ソーシャル・エンタープライズ）の定義に関する動向』『紀要139号』愛知大学国際問題研究所、2012年
- (3) 谷本寛治編著『ソーシャル・エンタープライズ 社会的企業の台頭』中央経済社、2006年、p95、これについては、斎藤 槟著『社会起業家—社会責任ビジネスの新しい潮流』の中で、「社会事業、別名ソーシャル・エンタープライズ」という記述があり、その当時は「ソーシャル・エンタープライズ」という言葉では表現されていなかったらしい。NPOが歴史的に認知されていた関係があって、その位置づけは「NPOのような企業、企業のようなNPO」という表現が用いられていたといふ。
- (4) 谷本前掲書、p100.
- (5) 谷本前掲書、p1-2.
- (6) 山本純一「連帯経済一人間中心の経済の再生をめざして」『オルタ2月号』アジア太平洋資料センター、2006年、p6.
- (7) 山本前掲書、p7-8.
- (8) 日本では、カルロ・ボルザガ、ジャック・ドゥフルニ編著『社会的企業（ソーシャルエンタープライズ）—雇用・福祉のEUカードセクター』日本経済評論社、2004年が、これに該当する。
- (9) 共同企画/[東京・大阪・熊本]実行委員会、社会的企業委員会、T・ジャンテ氏招聘フォーラム in 大阪実行委員会、熊本学園大学水俣学センター『勃興する社会的企業と社会的経済 T・ジャンテ氏招聘市民国際フォーラムの記録』同時代社、2006年、p170-171.
- (10) 共同企画/[東京・大阪・熊本]実行委員会、社会的企業委員会、T・ジャンテ氏招聘フォーラム in 大阪実行委員会、熊本学園大学水俣学センター前掲書、p24-35
- (11) 共同企画/[東京・大阪・熊本]実行委員会、社会的企業委員会、T・ジャンテ氏招聘フォーラム in 大阪実行委員会、熊本学園大学水俣学センター前掲書、p25。T・ジャンテ氏の講演記録によると、ヨーロッパで本当の意味での社会的経済が形成されたのは1848年代で、男女とも社会に参加するために労働組合、アソシエーション、労働者生産協同組合ができるようになり、その先駆的思想をロバート・オーエンにさかのぼることができる、としている。
- (12) 共同企画/[東京・大阪・熊本]実行委員会、社会的企業

委員会、T・ジャンテ氏招聘フォーラム in 大阪実行委員会、熊本学園大学水俣学センター前掲書、p27-29、また、今村肇「社会的経済・協同組合の国際的研究ネットワークの教会消滅ー『新しい公共』を支える人材の国境を越えたつながりー」『農中総研 調査と情報23号』(株)農中総合研究所、2011年によると、2000年に設立された「Social Economy Europe (la Conference Européenne Permanente des Cooperatives, Mutualités, Associations et Fondations; CEP-CMAF)」では、2002年6月20日宣言で示された「社会的経済」組織の定義を7項目上げている。社会的経済が制度上の認知を得た事例ということである。ちなみに、それらの7項目は、①個人と社会の目的の資本への優位性、②自発的でオープンなメンバーシップ、③メンバーシップによる民主的な統制、④メンバー、利用者および（または）一般利益の結合、⑤連帯と責任の原則適用の擁護、⑥自律的マネジメントと公的権威からの独立、⑦剰余のほとんどは持続的成長のため、メンバーの利益そして一般利益のため、となっている。

- (13) 共同企画/[東京・大阪・熊本]実行委員会、社会的企業委員会、T・ジャンテ氏招聘フォーラム in 大阪実行委員会、熊本学園大学水俣学センター前掲書、p171-174.
- (14) 境新一「社会的課題解決ビジネスと社会的企業に関する考察—イタリアの社会的協同組合とイギリスのコミュニティ利益会社の事例をふまえてー」『成城大学・経済研究187号』成城大学、2010年では、EUの現状を検討し、ひとつの包括的概念として「社会的企業」を位置付けている。p320.
- (15) 市民社会、フィランソロピーとNPOセクターの分野における研究と教育を促進する国際組織を指す。
- (16) 共同企画/[東京・大阪・熊本]実行委員会、社会的企業委員会、T・ジャンテ氏招聘フォーラム in 大阪実行委員会、熊本学園大学水俣学センター前掲書、p178.
- (17) 「韓国、社会的企業の背景、全泓奎さんに聞く」『The Big Issue JAPAN ビッグイシュー日本版191号』(有)ビッグイシュー日本、2012年、p19.
- (18) 橋本理『「労働統合型社会的企業」論の展開—韓国の事例から』『社会学部紀要 第42巻第3号』関西大学、2011年では、「労働統合型社会的企業」と呼ばれる事業組織とそれにまつわる制度に着目して、社会的企業事例について検討している。
- (19) 金才賢「韓国における社会的経済と社会的企業の動向」講演資料、(株)公共経営・社会戦略研究所主催、2012年9月20日、p3 (パワーポイント資料3枚目、紙資料ではp2)
- (20) 金才賢前掲資料、p10, 11 (パワーポイント資料10, 11枚目、紙資料ではp5, 6)
- (21) ワーカーズコープについての呼称は、労働者協同組合であることから労協と短縮化する場合があるが、名刺、パンフレット等の公式のものには、日本労働者協同組合とワーカーズコープを併記するのが普通のようである。
- (22) 共同企画/[東京・大阪・熊本]実行委員会、社会的企業委員会、T・ジャンテ氏招聘フォーラム in 大阪実行委員会、熊本学園大学水俣学センター前掲書、p26.

- 員会、熊本学園大学水俣学センター前掲書、p44.
- (23) 共同企画/[東京・大阪・熊本]実行委員会、社会的企業委員会、T・ジャンテ氏招聘フォーラム in 大阪実行委員会、熊本学園大学水俣学センター前掲書、p65、藤木はこのパネルディスカッションで自らの所属するワーカーズ・コレクティブについて、実際に地域で出資して協同組合型の市民事業を展開していると簡単に紹介し、さらに、その貢献の実態について三つの視点で説明を加えている。すなわち、地域のニーズに応えるモノやサービスを提供し、地域を暮らしやすくする機能を担っていること、次に、そこで働く人自身の人生としてどうなのかという点で、やりがいのある働き場をつくりだしていること、最後に社会政策への提言・アドボカシー活動をしていること、である。
- (24) 大高研道×藤木千草×姜乃榮「社会的企業は何を変えるのか?」『オルタ 隔月刊』2010年1・2月号
- (25) 大高研道(おおだか けんどう)氏、聖学院大学生時経済学部コミュニティ政策学科准教授。社会的協同実践を通した学びの場としての社会的企業に着目している。
- (26) 藤木千草(ふじき ちぐさ)氏、ワーカーズ・コレクティブ・ネットワークジャパン事務局長。ワーカーズ・コレクティブ「生活工房まちまち」と「ザ・事務局ワーカーズ」に所属している。
- (27) ピクター・ペストフ「協同組合および社会的企業—メンバーシップと市民精神を意義のあるものに—」2012年国際協同組合年の記念事業「共生する社会を目指して～重要性を増す『社会的経済』の役割と協同組合への期待」p22、株式会社農林中金総合研究所
- (28) 田中夏子「イタリア社会的協同組合の形成過程と現況、課題—市場の再構築の担い手となる共同側の取り組みとは—」『イタリア社会的協同組合調査報告[増補版]』協同総合研究所、2004年
- (29) 正岡謙司『社会的企業はなぜ世界を変えるのか』西田書店、2009年、p45-46.
- (30) 「協同労働って何?」「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議、associated-work.jp/html 参照
- (31) 韓国では協同組合基本法が2011年制定され、2012年12月の発効を待つ段階にある。これまで社会的企業ではカバーできなかったことを、この制度で進めていくと制度準備をしている。
- (32) 堀有喜衣「若者統合型社会的企業の活動と経営」『「若者統合型社会的企業」の可能性と課題』労働政策研究報告書No.129所収、独立行政法人労働政策研究・研修機構、2011年には、ワーコレとワーカーズコープの位置づけを具体的な活動事例を用いての考察がある。
- (33) 共同企画/[東京・大阪・熊本]実行委員会、社会的企業委員会、T・ジャンテ氏招聘フォーラム in 大阪実行委員会、熊本学園大学水俣学センター前掲書、p193. また、労働者協同組合連合会のHPには、「協同労働の協同組合は人のいのちとくらし、人間らしい労働を最高の価値とします。/協同労働を通じて「よい仕事」を実現します。/働く人びと・市民が主人公となる「新しい事業体」をつくります。/すべての人びとが協同し、共に生きてる『新しい福祉社会』を築きます。」という言説が示されている。
- (34) 「協同労働の協同組合」について自主的に継続的に勉強会をして行こうということで、岐阜県在住者を中心に構成されている「ぎふ『協同労働の協同組合』勉強会」が2011年に結成され、フェイスブック上に情報交換グループを作り、約50人ほどの多様な人々が参加している。その代表及び事務局長とが意見交換の末に勉強会の成果を生かしつつ、ひとつの定義をつくりあげたので、ここに紹介する。「協同労働とは、『みんなが豊かに暮らせるまち』という視点から、必要な『もの』や『サービス』『手助け』を作り出すために、『まちで暮らす人たち』が自分たちの手で仕事をおこし、出資・経営・労働を分かち合う働き方のことです。」
- (35) 共同企画/[東京・大阪・熊本]実行委員会、社会的企業委員会、T・ジャンテ氏招聘フォーラム in 大阪実行委員会、熊本学園大学水俣学センター前掲書、p193-194.
- (36) 任意団体。「ぎふ」という名称があるにもかかわらず、岐阜、愛知、三重県在住の一般市民の個々の興味関心でまとまり、2011年9月結成。定例会はないが、必要に応じて勉強会や情報交換をしている。

(原稿受理年月日 2012年9月28日)